

香川県移住・定住推進協議会
市民活動団体等による移住者交流会開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、香川県移住・定住推進協議会（以下、「協議会」という。）が実施する市民活動団体等による移住者交流会開催支援事業補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 協議会が、移住者の定住を促進するため、市民活動団体や個人が自立的な移住者ネットワークの形成の端緒を開くことを目的に実施する「移住者交流会」の開催を支援するもの。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象は、県内に拠点等を設置し、県内で移住者の定住促進に資する取組みを既に実施している又は今後実施しようとする市民活動団体及び個人（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業から除外するものとする。

- (1) 国、香川県又は市町から補助金等を受けている事業
- (2) 特定の法人又は個人の利益を追求するための事業（法人又は個人に金銭給付を行うなど、直接的に経済的負担を軽減する事業や法人又は個人の資産を形成する事業を含む。）
- (3) 宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) 施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に直接的に要する経費を対象とし、別表2に掲げるものとする。

(補助額)

第6条 補助額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、1補助対象者あたり5万円を限度とする。

2 前項の規定による補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補助対象事業の募集)

第7条 協議会会長（以下「会長」という。）は、期間を定めて補助対象事業の募集を行うものとする。

2 前項の募集は、県及び市町ホームページへの掲載、その他会長が適当と認める方法により行うものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、会長が別に定める期日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 申請は、1補助対象者あたり1件に限るものとする。また、同一の事業について、複数補助対象者から申請を行うことはできない。

(交付の決定)

第9条 会長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、速やかに補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、補助対象者に通知するものとする。

2 会長は、前項の交付決定にあたり、必要があると認めるときは、香川県移住・定住推進協議会委員（以下、「委員」という。）に意見を聞くことができる。

3 会長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第2号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したとき又は前条の規定による承認を受けたときは、その日から起算して20日を経過した日又は交付決定をした当該年度の2月28日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第3号）会長に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 会長は、補助金の額の確定後において補助対象者に補助金を交付するものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

(決定の取消し)

第14条 会長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者が第3条の要件を満たさなくなったとき
 - (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく会長の指示に違反したとき
 - (3) 補助事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき
 - (4) 補助事業を中止し、継続して実施する見込がないとき
 - (5) 補助金を補助の目的外に使用したとき
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

- 第15条 会長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。
- 2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率で計算した遅延金を徴するものとする。

(補助金の経理)

- 第16条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(その他)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月28日から施行する。

この要項は、令和7年4月30日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係) 補助事業

補助事業	要件
・ 市民活動団体や個人による移住者交流会の開催	・ 参加者のうち半数以上が県外からの移住者（移住後 10 年以内）であること。 ・ 委員等、その他会長が指名する者の参加も可とすること。

別表 2 (第 5 条関係) 補助対象経費

項目	補助対象経費	補助対象外経費
基本的考え方	補助事業の実施に直接的に要する経費	補助対象者の通常活動に要する経費
報償費	○講師、専門家等への謝金	○補助対象者構成員に対する謝金 ○法人又は個人への換金性の高い支給品（賞金、商品券等）
旅費	○講師、専門家等の旅費	○補助対象者構成員のイベント・会合時等の移動費用
需用費		
消耗品費	○事務用品 ○材料費	○食糧費 (講師・専門家等の食糧費含む)
印刷製本費	○チラシ、パンフレット、写真等	
燃料費	○補助事業のために使用する燃料費	
役務費		
通信運搬費	○郵送代	
広告料	○新聞・雑誌等の宣伝広告	
保険料	○イベント開催時の保険料等	
手数料	○補助事業の経費支払の為の振込手数料等	
委託料	○必要かつ専門的な技術等を要するもの ※原則、申請者自らが補助事業を実施すること。	
使用料及び賃借料	○会場使用料 ○バス等の借上料 ○機材、器具等の借上料	

※上記の他、会長が特に必要と認める経費も対象とする。

※参加費収入等の収入を伴う事業の場合、本補助金交付申請額の算定に当たっては、総支出額より、申請者が得た参加費収入などの収入を差し引いた額が補助対象経費となります。

ただし、「対象外経費」がある場合は、「参加費収入」を「対象外経費」に優先的に充てると考え、「参加費収入」「対象外経費」のうち、いずれか額の大きい方を総事業費から差し引き、総補助対象経費を算定することとする。